

## 一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行なうため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年2月1日～令和5年3月31日

2. 内 容

目標1：育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備として、育児休業期間中の代替要員の確保や、業務内容・業務体制の見直し

<対策> 令和5年3月までに、法人全体として「通常業務を持たない職員（2～3名）」が配置されている状態を達成する。  
このことにより、育児休業期間中の職員の代替や、長期休暇なども取得しやすい職場環境を形成する。

目標2：所定外労働の削減のための措置の実施

<対策> 令和5年3月までに、ICT機器等の導入を実施し、業務の効率化を実現することで、所定外労働時間を現在よりも2割削減する。

目標3：子どもが保護者である労働者の働いているところを実際に見ることができる「こども参観日」の実施

<対策> 平成30年から年1回実施している「こども参観日」を周知定着させ、令和4年度には、10組の親子が参加している状態を作る。

令和2年1月30日

社会福祉法人 自生園